

あんしん防犯カメラサービス契約約款

目次

第 1 章 総則

- 第 1 条 約款の適用
- 第 2 条 約款の変更
- 第 3 条 用語の定義
- 第 4 条 サービスの提供区域

第 2 章 加入契約等

- 第 5 条 加入契約の単位
- 第 6 条 加入申込の条件
- 第 7 条 加入申込の方法
- 第 8 条 加入申込の承諾
- 第 9 条 加入者による初期契約解除
- 第 10 条 解約
- 第 11 条 当社による加入契約の解除
- 第 12 条 契約終了時の処置
- 第 13 条 届け出事項の変更
- 第 14 条 権利譲渡の禁止
- 第 15 条 地位の継承

第 3 章 本サービスの内容等

- 第 16 条 本サービスの種類
- 第 17 条 当社以外が提供する防犯カメラ関連サービス
- 第 18 条 サービスの変更及び終了

第 4 章 利用休止・中断及び利用停止

- 第 19 条 本サービス利用の休止
- 第 20 条 本サービスの中断
- 第 21 条 本サービスの停止

第 5 章 工事及び保守

- 第 22 条 設置工事等
- 第 23 条 防犯カメラ機器の設置場所変更
- 第 24 条 設置場所の無償使用等
- 第 25 条 加入者の維持責任
- 第 26 条 防犯カメラステッカーの提供
- 第 27 条 映像データの管理責任
- 第 28 条 防犯カメラ機器に故障が生じた場合の措置
- 第 29 条 (防犯カメラ機器の交換条件)

第 6 章 料金等

- 第 30 条 (料金等)
- 第 31 条 (利用料金)
- 第 32 条 (利用料金の計算)
- 第 33 条 (利用料金等の請求及び支払い)
- 第 34 条 (中断、停止の場合の支払い)
- 第 35 条 (料金等の減免)
- 第 36 条 (延滞金)
- 第 37 条 (消費税相当額の加算)
- 第 38 条 (端数処理)

第 7 章 損害賠償等

- 第 39 条 損害賠償
- 第 40 条 (賠償責任の限定)
- 第 41 条 (映像データの保存)
- 第 42 条 (ID 及びパスワードの管理)
- 第 43 条 (免責事項)
- 第 44 条 (通知、情報の配信)

第 8 章 雑則

- 第 45 条 (承諾の限界)
 - 第 46 条 (利用に係る加入者の禁止行為及び義務)
 - 第 47 条 (個人情報の取り扱い)
 - 第 48 条 (カスタマーハラスメントについて)
 - 第 49 条 (反社会勢力の排除)
 - 第 50 条 (準拠法)
 - 第 51 条 (協議事項)
 - 第 52 条 (合意管轄)
 - 第 53 条 (特約)
- 附則
料金表

- 3 加入申込者は、本サービスを利用するため、加入申込者が所有する対応ハードウェア、スマートフォンその他機器等の通信機器端末（以下「通信機器端末」といいます。）に当社が指定するアプリケーションをインストールし利用することを承諾します。
- 4 前項のアプリケーションは、当社以外が開発、管理しており、加入申込者は、その約款、利用規約、注意事項、使用許諾契約その他利用に関する規定等に同意し、利用するものとします。
当社は、その利用について一切の責任を負わないものとします。
- 5 加入申込者は、本サービスの利用に必要な無線通信端末、通信機器端末及び契約者回線等の準備及び維持を自己の責任と費用負担において行うことを承諾します。

（加入申込の方法）

第7条 加入申込者は、約款を承諾の上、以下の各号に定める事項を当社指定の加入申込書へ記入し、当社又は代理店に対し、提出するものとします。

- (1) 加入申込者の氏名、住所、電話番号等の事項。
- (2) その他サービス提供に必要な事項。
- 2 加入申込者が、未成年者、成年被後見人、成年保佐人又は成年補助人の場合、それぞれ法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意が必要となります。
- 3 当社は、年齢確認等を目的とし、身分証の提示を求める場合があります、加入申込者は、これに応じる義務があります。

（加入申込の承諾）

第8条 加入契約は、当社がこれを審査し、承諾した場合に限り、成立します。

- 2 当社は、次の場合には加入申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 防犯カメラやソーラーパネル（以下「防犯カメラ機器」といいます。）の設置又は保守対応が技術上著しく困難な場合。
 - (2) 防犯カメラ機器の設置又は保守対応に多額の費用を要する場合。
 - (3) 本サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。
 - (4) その他約款上の義務を怠る恐れ、約款に違反する恐れ等がある場合。
- 3 当社は、加入契約が成立したときは、遅滞なく、電気通信事業法第26条の2第1項の書面（以下「契約書面」といいます。）を加入者に対し交付するものとします。
- 4 本条第3項における加入契約の成立時期は、防犯カメラ機器の設置が完了した日を契約成立日とします。

（加入者による初期契約解除）

第9条 加入者は、工事を完了した日（電気通信役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）から起算して8日を経過するまでの間、当社に対し、書面により通知することによって、電気通信役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」といいます。）。ただし、電気通信事業法第26条の3第1項の総務省令で定める場合はこの限りではありません。

- 2 書面解除の効力は、前項の書面を発した時に生じます。
- 3 第1項の書面には、契約書面を受領した日（電気通信役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、当社に対し、提出するものとします。郵送で行う場合は当該郵便に付された消印日が第1項の期間を超過している場合、当社は、第1項の書面を受理しません。
- 4 当社は、加入者が書面解除をした場合、加入者に対し、以下の料金（以下「利用料金等」といいます。）を除き、損害賠償、違約金、その他金銭を請求しません。
 - (1) 加入者が、書面解除までの期間、提供を受けた利用料金
 - (2) 既に工事が実施された場合の料金表に定める工事費
- 5 加入者が、書面解除を行った場合、当該契約に関して、当社が受領した金銭等は、前項の利用料金等を控除した残金を、加入者に対し、返還するものとします。
- 6 当社が、書面解除について、加入者に対し、事実と異なることを告げたことによって、加入者が告げられた内容を事実であると誤信し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、加入者が改めて書面解除ができる旨記載された書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面解除と同様とします。

(解約)

第10条 加入者は、加入契約を解約する場合、当社に対し、解約を希望する日の30日前までに、当社の指定する方法により届け出るものとします。

2 前項の場合、第12条(契約終了時の処置)の規定に準じて取り扱うものとします。

(当社による加入契約の解除)

第11条 当社は、次の各号のいずれか一つに該当した場合、加入契約を解除することがあります。

(1)第21条(本サービスの停止)の規定により本サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が、相当期間内に、その事実を解消しない場合。

(2)当社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合。

(3)当社が、当社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠く又は加入者の要求を実現するための手段又は態様が社会通念上不相当であると判断し、加入者に対し、書面等でその行為の是正を求める通知を行ったにもかかわらず、相当期間内に当該行為の是正をしない場合。

(4)その他当社が当社業務に著しい支障を及ぼすと判断した場合。

2 当社は、前項により加入契約を解除する場合、加入者に対し、事前にその旨を通知します。

ただし、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、通知をせず、サービスの提供を停止した上、加入契約を解除することがあります。

3 前項の規定に基づき、当社が講じた当該措置に起因して損害が発生した場合にも結果について、当社は一切責任を負わず、加入者は当社を免責するものとします。

4 第2項の規定により、当社が当該処置を講ずることにより当社又は第三者と紛争が生じた場合、加入者は自己の費用と責任でこれを解決し、当社にいかなる責任を負担させないものとします。当社が第三者から責任を追求された場合、加入者はその費用と責任において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

5 加入契約を解除した場合、第12条(契約終了時の処置)の規定に準じて取り扱うものとします。

(契約終了時の処置)

第12条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、防犯カメラ機器を撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物等の復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。

2 加入者は、前項の撤去について、当社に対し、料金表に定める費用を支払うものとします。

3 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、防犯カメラ機器を別途当社が定める方法により返還するものとします。返還の期限は、当社が別に定める日から1か月以内とし、期限を過ぎても返還がない場合、加入者は、当社に対し、料金表に定める損害賠償金を支払うものとします。なお、損害賠償金の支払いをもって、その機器の所有権は加入者に帰属します。

4 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社に対し、料金表に定める解約費及び加入契約から発生した料金その他の債務を、当社が指定する方法によって、当社が指定する期日までに、支払うものとします。

5 本サービスの解約又は解除日は指定業者による工事完了日とします。

(届け出事項の変更)

第13条 加入者は、その氏名又は名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更、支払方法の変更等加入申込時に当社に通知した内容に変更がある場合、当社に対し、当社の指定する方法によって、速やかに届け出るものとします。

(権利譲渡の禁止)

第14条 加入者は、加入契約から生じた契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を譲渡できません。ただし、加入者が、当社に対し、正当な事由に基づき、事前に届出をし、当社が、これを承諾した場合には、この限りではありません。

2 前項により、契約上の地位又は権利義務の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の全ての義務を継承するものとします。

(地位の継承)

第15条 相続又は法人の合併等により加入者の地位の継承があった場合には、相続人、合併等後の存続法人又は合併等により設立された法人は、当社に対し、地位の承継があったことを証明する書類を添えて、速やかに届け出るものとします。

2 相続人が2人以上のときは、そのうちの1人が、当社に対し、自身のみが加入契約に関する地位の承継をしたことを証明する書類を届け出るものとします。

第3章 本サービスの内容等

(本サービスの種類)

第16条 当社は、加入者に対し、第4条(サービスの提供区域)で設定する区域内において、次のサービスを提供します。

- (1) 防犯カメラ機器を加入者に貸与するサービス
- (2) 貸与した防犯カメラ機器の設置工事と初期設定
- (3) 貸与中の防犯カメラ機器の故障対応

(当社以外が提供する防犯カメラ関連サービス)

第17条 当社が第16条(本サービスの種類)で提供する防犯カメラにおいて当社以外が提供するアプリケーションの利用について、当社は一切の責任を負わないものとします。

2 防犯カメラ関連サービスの各規定と約款との内容が異なる場合は、約款の定めが優先されるものとします。

3 加入者は、当社以外が提供する防犯カメラ関連サービスを自己の責任と費用負担で利用することを承諾します。

(サービスの変更及び終了)

第18条 当社は、社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、第16条(本サービスの種類)に定める本サービスの提供内容の変更、同サービスの一部又は全部を終了する場合があります。同サービスを終了する場合、当社は、加入者に対し、あらかじめ相当な期間をもって、通知いたします。

第4章 利用休止・中断及び利用停止

(本サービス利用の休止)

第19条 加入者は、当社インターネット接続サービス契約約款に規定する基本サービスを休止した場合であっても、本サービスが休止できないことを承諾するものとします。

(本サービスの中断)

第20条 当社は、次の場合、加入者に対する本サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 保守又は工事上やむをえない場合。
- (2) 本サービスに関する電気通信設備の障害等やむをえない事由がある場合。
- (3) 当社インターネット接続サービス契約約款の規定により、インターネット接続サービスが停止された場合。
- (4) 他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、当社インターネット接続サービスの提供が困難になった場合。
- (5) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。

2 当社は、加入者に対する本サービスの提供を中断するときは、加入者に対し、事前に通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合、この限りではありません。

(本サービスの停止)

第21条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、加入者に対する本サービスを停止することがあります。但し、本項第1号に該当する場合の停止期間は、加入者が、当社に対し、料金その他債務の全額を支払うまでとします。

- (1) 利用料金、工事費、延滞金、その他約款の規定により支払うことになった債務（以下「債務」といいます。）について、支払期日を経過してもなお、加入者の支払いがない場合。
 - (2) 第 45 条（利用に係る加入者の禁止行為及び義務）の規定に違反した場合。
 - (3) 当社が提供する本サービスを利用する者の利用に対し、重大な支障を与える又は与える恐れのある場合。
 - (4) 前各号のほか、約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を与える又は与える恐れのある行為を行った場合。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止しようとするときは、加入者に対し、事前にその理由、停止をしようとする日及び期間を連絡します。但し、加入者が第 45 条（利用に係る加入者の禁止行為及び義務）の禁止行為を行った場合又は当社が該当すると判断した場合、当社は、加入者に対し、通知せずに利用停止又は情報の削除等の措置をとる場合があります。

第 5 章 工事及び保守

（設置工事等）

- 第 22 条 当社は、対象となる防犯カメラ機器を加入者宅へ設置します。ただし、この設置工事は、加入者が設置工事に関する料金表記載の費用を負担するものとします。
- 2 当社は、原則、加入者が指定する場所に防犯カメラ機器を設置し契約者回線に接続します。ただし、第 8 条（加入申込の承諾）2 項に該当する場合は、この限りではありません。
- 3 第 1 項及び 2 項の工事は当社指定の業者で実施するものとし、当社が指定する工法及び使用機器によるものとします。

（防犯カメラ機器の設置場所変更）

- 第 23 条 加入者は、次の各号のいずれかに該当し、防犯カメラ機器の設置場所の変更を希望する場合、事前に当社に届け出るものとします。
- (1) 同一家屋内又は同一敷地内で設置場所を変更する場合。
 - 2 前項の場合、当社は、第 8 条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱うものとし、当社が承諾した場合、加入者は、防犯カメラ機器の設置場所の変更ができるものとします。
 - 3 防犯カメラ機器の設置場所変更に伴う工事の費用負担や工事分担は、第 22 条（設置工事等）によるものとします。また、防犯カメラ機器等の撤去、設置に要する当社が料金表に別途定める費用は、加入者が負担するものとします。
 - 4 設置住所を変更する場合は、現住所の加入契約を解除し、新住所にて新たに加入契約を締結することが必要です。

（設置場所の無償使用等）

- 第 24 条 加入者は、加入者が所有又は占有する敷地及び構築物等を、防犯カメラ機器を設置するために必要最小限の範囲で、無償で使用することを承諾するものとします。
- 2 加入者は、防犯カメラ機器を設置するために管路等の特別な設備の使用を希望する場合、加入者の負担によりその特別な設備の設置をするものとします。
 - 3 加入者は、当社及び当社の指定する者が、加入契約に基づく当社の防犯カメラ機器の工事、検査、修理、撤去及び復旧を行う為に、加入者が所有又は占有する土地、家屋及び構築物への出入りが必要な場合、これを承諾するものとします。
 - 4 加入者は、第 1 項及び 2 項に関し、地主、家主、管理組合、その他の利害関係者が存在する場合、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

（加入者の維持責任）

- 第 25 条 加入者は、防犯カメラ機器の使用にあたり取扱説明書に従って維持管理するものとします。
- 2 防犯カメラ初回設置時に内蔵される SD カードは加入者に帰属するものとします。
 - 3 防犯カメラ機器に付帯するカメラ用取付台座は加入者の所有とします。
 - 4 防犯カメラ機器のソフトウェアアップデートが必要な場合、加入者の責任において実施するものとします。
 - 5 加入者は、前項のアップデートが防犯カメラの機種により自動で更新され、更新中は防犯カメラの利用が停止する可能性があることを承諾します。

- 6 加入者が故意又は過失により防犯カメラ機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害として、料金表記載の損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、その防犯カメラ機器の所有権は加入者に帰属します。

(防犯カメラステッカーの提供)

- 第 26 条 当社は、加入者に対し、犯罪抑止を目的として、防犯カメラステッカー（以下「本ステッカー」といいます。）を提供する場合があります。
- 2 当社は、本ステッカーのデザイン、種類及び提供枚数を別途定めるものとし、時間の経過に伴う劣化・損耗又は加入者による紛失・破損その他の事由が生じた場合であっても、再交付の義務を負わないものとし、
 - 3 加入者は、本ステッカーが犯罪の発生抑止又は被害の未然防止を保証するものではないことを承諾するものとし、
 - 4 加入者は、本ステッカーの使用及び管理を自己の責任と負担において行い、加入者が当社又は第三者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとし、
 - 5 加入者は、本ステッカーを自己の所有する家屋及び構築物等に限り貼付し、公共施設、道路設備その他第三者が所有又は管理する物件に貼付してはならないものとし、
 - 6 前項に基づき貼付した本ステッカーの撤去に伴い、加入者の所有する家屋及び構築物等の復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとし、
 - 7 加入者は、本ステッカーのデザイン、種類及び提供枚数が、当社の判断により予告なく変更され又は提供が中止される場合があることを承諾するものとし、

(映像データの管理責任)

- 第 27 条 防犯カメラサービスを利用して取得する映像データは、加入者に帰属するものとし、加入者の責任において映像データを管理及び保管するものとし、当社は、映像のデータや保管に一切の責任を負わないものとし、
- 2 警察等第三者からの映像データ提供を求められた場合、加入者は、加入者の判断でこれに対処するものとし、
 - 3 当社は、原則、映像データの閲覧を行わないものとし、ただし、加入者の事前の承諾があった場合又は法令に基づく場合に限り、映像データの確認、閲覧を行うものとし、なお、当該行為に係る責任は、全て加入者が負うものとし、

(防犯カメラ機器に故障が生じた場合の措置)

- 第 28 条 加入者は、本サービスの利用ができなくなった場合、加入者の準備する通信回線端末や通信機器端末に異常又は故障がないことを確認の上、当社に対して、直ちに通知するものとし、
- 2 前項の通知があった場合、当社又は当社が指定する業者が、その原因を調査し、修理を行います。前項の調査の結果、異常及び故障が、加入者の責に帰する事由であった場合又は当社の防犯カメラ機器に故障がないことが明らかになった場合は、当該調査及び修理に要した費用は、加入者が負担するものとし、
 - 3 火災、地震、風水害その他の天災地変又は落雷等による異常電圧等の外部的要因その他不可抗力による接続機器の故障、破損又は滅失に関して機器の修理及び出張費が発生した場合、加入者の負担により行うものとし、

(防犯カメラ機器の交換条件)

- 第 29 条 当社は、次の場合に限り、防犯カメラ機器の無償交換をするものとし、加入者は、当社が必要に応じて防犯カメラ機器等の交換を行うことを承諾します。
- (1) 第 28 条（防犯カメラ機器に故障が生じた場合の措置）2 項の調査を実施し、防犯カメラ機器の自然故障が明らかになった場合。
 - (2) その他当社が認める場合
- 2 加入者は、前項の場合を除き、防犯カメラ機器の交換を請求できません。
 - 3 第 1 項の交換の場合、加入者は、防犯カメラ機器の内容や仕様が予告なしに変更され、変更された機器の仕様により本サービスの提供が継続されることを承諾するものとし、

第6章 料金等

(料金等)

- 第30条 当社は、当社が提供する本サービスの料金につき、料金表に規定する利用料金（以下「利用料金」といいます。）、工事費、解約費、機器紛失時の損害賠償金及びその他債務（以下、総称して料金等といいます。）を定め、加入者は、当社に対し、対象となる料金等を支払うものとします。
- 2 当社は、本サービスの加入促進のため料金等を割引くことがあります。

(利用料金)

- 第31条 加入者は、第16条（本サービスの種類）に定める本サービスの利用に際し、当社に対し、料金表記載の利用料金を支払うものとします。
- 2 当社は、第16条（本サービスの種類）に規定される本サービスを行うため、地域、期間及び本サービスの種類を限定した基本利用料金を設定する場合があります。
- 3 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充に伴い、当社は、利用料金の改定をすることがあります。その場合、当社は、加入者に対し、改定月の1か月前までに、所定のWEBサイトその他相当の方法により、通知いたします。

(利用料金の計算)

- 第32条 当社は、本サービスの月額利用料金を1日から末日までの1か月単位で計算します。但し、本サービスの利用期間が1か月に満たない場合には、日割り計算を行います。

(利用料金等の請求及び支払)

- 第33条 当社は、加入者に対し、第32条（利用料金の計算）で計算された利用料金を、利用した月の翌月に請求するものとします。
- 2 当社は、工事費、解約費、防犯カメラ機器の損害賠償金、延滞金等その他の債務が加入者に発生した場合、加入者に対し、これを前項の利用料金に合算して請求するものとします。
- 3 加入者は、当社に対し、第1項及び2項に定める料金等を、当社が指定した期日までに、当社が指定する金融機関の口座振替又はクレジットカード払いの方法により支払うものとします。
- 4 当社は、加入者に対し、第3項に定める以外の支払方法を認める場合があります。その場合の支払いに要する手数料は、加入者の負担とします。
- 5 当社は、原則として加入者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、加入者が請求書、領収書の発行を求めた場合、この限りではありません。当社は、加入者が、利用明細紙面通知の発行を求める場合、加入者に対し、1通につき料金表に定める費用を請求するものとします。

(中断、停止の場合の支払)

- 第34条 利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合、料金の支払は、次のとおりとなります。
- (1) 利用の一時中断をした場合、加入者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (2) 利用の停止があった場合、加入者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、加入者は、次の区分の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区分	支払いを要しない料金
1 加入者の責めに帰すべきではない事由により、本サービスを全く利用できない状態(加入契約にかかる防犯カメラ機器等の電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合、かつ、当社がそのことを知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	当社が、そのことを知った時刻以降の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)につき、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金等

(料金等の減免)

第 35 条 当社は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、料金等を徴収することが適当ではないと判断したときは、約款の規定にかかわらず、一時的に加入者の料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

2 当社は、料金等を減免したときは、加入者に対し、その旨を、所定の WEB サイトへの掲載又はその他相当の方法で加入者に周知するものとします。

(延滞金)

第 36 条 加入者は、料金等の債務を延滞した場合、当社に対し、延滞した債務の支払いに加え、支払期日の翌日から債務を全額弁済する日まで、年利 14.5%の延滞金を支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

第 37 条 当社は、料金その他の支払について、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 消費税の加算により、料金表記載の税抜額に基づき計算した合計額と、実際の請求金額が異なる場合があります。

(端数処理)

第 38 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 7 章 損害賠償等

(損害賠償)

第 39 条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

(賠償責任の限定)

第 40 条 前条にかかわらず、当社の責に帰すべき事由によって、本サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合、当社は、加入者に対し、当社が、その状態を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合、次項記載の損害に限り、賠償します。

2 前項の場合、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)につき、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る料金表に定める利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(映像データの保存)

第 41 条 当社は、映像データの保存媒体の不具合、故障、紛失等の原因により、録画データ、編集した映像データが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等により生じた損害については、一切の責任を負わないものとし、通信機器端末の OS 及び専用のアプリケーションのバージョンアップに起因して正常に録画ができなかった場合についても同様とします。

2 加入者は、映像データが、永年に蓄積されるものではなく、防犯カメラに内蔵される記録媒体の容量に応じて、順次上書きされることをあらかじめ承諾します。

3 加入者は、保存媒体の不具合、故障等に備えて、録画・編集した映像データを他の媒体に移動又は複製するものとし、当社はその責任を負わないものとします。

(ID 及びパスワードの管理)

第 42 条 加入者は、アプリケーションで使用するログイン ID 及びパスワードの使用、管理について全ての責任を負うものとします。なお、ID 及びパスワードは、加入者が設定するものとします。

2 加入者は、ID 及びパスワードを自己の責任において厳重に管理するものとし、これらの不正使用により、当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとし、不正使用に起因する全ての損害の責任を負うものとします。

(免責事項)

- 第 43 条 当社は、天災地変その他当社の責に帰さない事由等により本サービスの提供の中止を余儀なくされた場合、その責任を負わないものとします。
- 2 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又復旧の工事に当たって、加入者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむをえない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
 - 3 防犯カメラ及び加入者の所有する通信機器端末の交換、故障、滅失、毀損、不具合又はインターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の不具合などあらゆる原因による、正常に通信及び録画ができなかった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - 4 当社は、以下の各号に関して保証を行わず、これに起因する加入者の損害について一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 防犯カメラサービスを通じて得る情報及びデータ等の安全性・正確性・確実性・有用性・特定目的適合等
 - (2) 防犯カメラサービスを通じて行われる情報及びデータのやり取りによって生じた加入者の通信機器端末への損害、データ消失等
 - (3) 加入者設備の経年劣化により発生した支障
 - (4) 第 17 条（当社以外が提供する防犯カメラ関連サービス）で規定する当社以外が提供する契約者回線、アプリケーション、ソフトウェア、録画システム等防犯カメラ関連サービスのメンテナンスや不具合に起因する本サービスの停止等
 - (5) 本サービスに関連して加入者又は第三者に発生した結果的損害、付随的損害及び逸失利益
 - (6) 本サービスを当社以外が提供するサービスと複合的に利用し、本サービスが利用できなくなった場合
 - (7) 加入者が故意又は過失により防犯カメラ機器を破損又は紛失した場合
 - (8) 加入者の使用方法の誤り、防犯カメラ機器の改造、調整、部品交換による故障や破損
 - (9) 加入者が設置機器の使用法に従わなかった場合又は本来の目的以外で利用した場合
 - (10) 無線通信の不具合等インターネット通信ができなかったことに起因し、正常に防犯カメラ映像の取得や録画ができなかった場合
 - (11) 第三者による防犯カメラの不正アクセス、不正利用
 - (12) 当社の重過失がある場合を除き、映像データの滅失、毀損、漏えい、改ざん等が発生した場合

(通知、情報の配信)

- 第 44 条 当社が加入者に対し、本サービスに係るメンテナンス等運営上のお知らせ又は加入者にとって当社が有益と考える情報の通知を行う場合、原則として、当社 WEB サイトに掲載する方法により行うものとします。ただし、第 6 条（加入申込の条件）で規定するアプリケーションや第 16 条（当社以外が提供する防犯カメラ関連サービス）に規定する当社以外が提供する防犯カメラサービスに係るメンテナンス等運営上のお知らせ等の情報は、その提供会社の規定に準じるものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、当社インターネット接続サービスの付加機能で提供するメールアカウントへの送信又は書面の郵送等その他相当の方法で当社からの告知内容を通知する場合があります。その場合、加入者は、加入者の設定により受信されない場合であっても、通常その到達すべき時にその加入者が通知内容を了知したものとして扱うことを承諾するものとします。

第 8 章 雑則

(承諾の限界)

- 第 45 条 当社は、加入者から工事その他の請求があった場合、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務上支障がある場合、その請求を承諾しないことがあります。この場合、当社は、加入者に対し、その理由を通知します。ただし、約款に別途定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る加入者の禁止行為及び義務)

- 第 46 条 加入者は、本サービスの利用にあたって以下の行為（以下「禁止行為」といいます。）を行わないものとします。

- (1) 虚偽の申告届け出を行う行為
 - (2) 加入契約に基づき設置された防犯カメラ機器の移動、停止、取りはずし、加入申込時に当社に通知した利用場所以外での接続、変更、分解、損壊又はその設備に線条その他の導体の連絡をする行為
 - (3) 防犯カメラ機器の第三者への貸出し、譲渡、転売、質入れその他の処分等をする行為
- (4) 直接又は間接を問わず、防犯カメラ機器の本体及びコンピュータプログラムを複製、改造、変造、解析などをする行為
 - (5) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除き、当社の防犯カメラ機器に他の機械、付加物品等を取り付ける行為
 - (6) 商業目的で使用する行為
 - (7) 個人情報等の不正取得やその他不正の目的をもって利用する行為
 - (8) 当社又は第三者に誹謗、中傷、差別、脅迫、いやがらせ等不利益又は損害を与える行為
 - (9) 違法又は明らかに公序良俗に反する内容で本サービスを利用する行為
 - (10) 第三者又は当社の著作権その他の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為
 - (11) 第三者又は当社の信用、名誉、財産、プライバシー及び肖像権を侵害する行為又はその恐れのある行為
 - (12) 事実と反する情報を提供する行為又はその恐れのある行為
 - (13) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく恐れのある行為
 - (14) 法令又は各地方自治体が制定する条例に違反する行為又はその恐れのある行為
 - (15) 前各号のいずれかに該当する行為を予告、関与、助長する行為
 - (16) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 加入者が1項の禁止行為を行った場合、その責任は加入者に帰属し、当社は一切の責任を負わないものとし、その苦情等による対応は加入者が実施するものとします。
- 3 加入者が故意又は過失により1項の禁止行為を行い、当社又は第三者に損害を与えた場合、加入者は、その損害を賠償するものとします。
- 4 加入者は、第1項の規定に違反して防犯カメラ機器等を紛失又は毀損したときは、当社に対し、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払うものとします。

(個人情報の取扱い)

第47条 個人情報の取扱いは、当社所定のWEBサイトで掲載する「個人情報の取扱いについて」に準ずるものとします。

(カスタマーハラスメントについて)

第48条 カスタマーハラスメントについての対応は、当社所定のWEBサイトで掲載する「カスタマーハラスメントに対する方針」に定めるものとします。

(反社会勢力の排除)

第49条 加入申込者及び加入者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) 前各号の共生者
 - (9) その他各全号に準ずる者
- 2 加入申込者及び加入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、本サービスを提供することが不適切であると当社が認める場合、当社は責任等を負うことなく、加入者の承諾又は催告なしに加入契約を解除することができるものとします。

- (1) 加入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (2) 加入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
- (3) 加入者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (4) 加入者が前3号に関する必要な調査等に応じない又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

(準拠法)

第50条 約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

(協議事項)

第51条 約款に定めのない事項又は約款の解釈に疑義が生じた場合、当社及び加入者は、誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

(合意管轄)

第52条 加入者と当社との間における一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(特約)

第53条 当社は、特に必要があるときは、約款に特約を付することができるものとします。

附則

(約款施行前の手続の効力等)

- 1 約款施行前に、改正前の約款の規定により行った手続その他の行為は、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 2 約款施行の際、現に改正前の約款の規定により提供している本サービスは、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款に基づいて提供しているものとみなします。

(約款施行後の経過措置)

- 1 約款施行の際、現に改正前の約款により提供している本契約は、約款施行の日に、改正後の約款による契約へ移行したものとみなして取り扱います。
- 2 約款施行前に、改正前の約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

(施行期日)

約款は、2026年6月1日より施行いたします。

クレジットカード支払いに関する特約

- 1 加入者は、当社に対し、加入者が支払うべき料金等を、当社が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うことができます。
- 2 加入者は、当社に対し、申出をしない限り、継続して前項と同様の支払方法によるものとします。また、当社は、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、当社に対し、遅滞なくその旨を連絡するものとします。
- 4 加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指

定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により、クレジットカードによる支払いができない場合があります。

料金表

通則

(料金表の適用)

- 1 本サービスの内容及びこれらに関する料金は、この料金表に規定します。工事に関する費用は、当社が別途定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

- 2 当社は、本サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合、本サービスに関する料金及び工事に関する費用は、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(料金等の割引)

- 3 当社は、料金表に規定する料金につき、本サービスの加入促進を目的として、割引くことがあります。
- 4 加入者の都合により、サービスの全部又は一部を利用しない場合であっても、月額利用料の割引は、ありません。

あんしん防犯カメラサービス

【サービス月額利用料に含まれる内容】

- ・防犯カメラ機器(防犯カメラ、ソーラーパネル等)の貸与
- ・貸与中の防犯カメラ機器の故障による出張対応及び故障交換対応
(加入者の帰責事由によらず、かつ、約款に規定された免責事由に該当しないものに限る。)

【月額利用料に含まれず、別途有償となる内容】

- ・防犯カメラに挿入するSDカード
- ・サービス月額利用料に含まれないサポートや出張対応
- ・防犯カメラ機器の設置工事及び初期設定
- ・防犯カメラ機器の追加設置
- ・設置工事に係る特殊工事
- ・防犯カメラ機器の撤去工事費
- ・防犯カメラ機器の移設工事費
- ・本サービスの利用に必要な無線通信端末及び通信機器端末、契約者回線等の準備及び維持費
- ・当社以外が提供する防犯カメラ関連サービスの利用料等
- ・防犯カメラ機器を紛失した場合等の機器補償費 等
(上記内容は、例示列举であり、その他にも内容によっては有償となる場合があります。)

利用料金

1 あんしん防犯カメラサービス

1-1 適用

利用料の適用については、約款第 33 条(利用料金等の請求及び支払)に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払いを要する料金の額は、1-2(利用料)の規定の額とします。

1-2 利用料

防犯カメラ種類/単位	料金額(月額)
ソーラータイプ防犯カメラ 1 台当たり	1,800 円(税込 1,980 円)

その他

種類/単位	料金額
利用明細紙面通知/1 通につき	120 円(税込 132 円)

2 工事費・手続費等

2-1 工事費

新規契約時の 工事費の分割払い	<p>加入者が、当社に対し、申込みをし、当社がこれを承諾した場合、新規契約時の工事に関する費用の全部又は一部を、予め当社が別途定める回数に分割して支払うものとします（以下「分割払い」といいます。）。消費税は、工事実施日の税率が適用されます。</p> <p>1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合、分割払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 分割払いの申込をした者が、分割支払金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 当社の業務遂行上支障があるとき。</p> <p>(3) その他当社が不相当と判断したとき。</p> <p>2. 分割払いの支払期日及び支払方法は、当社が別途定めるものとします。</p> <p>3. 加入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、当社に対し、直ちにその残債務を支払うものとします。</p> <p>(1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。</p> <p>(2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関しないものを除く。）の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>4. 加入者が、すべての利用契約を解約し又は当社が、約款の規定に基づき契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。</p>
防犯カメラ 設置工事費※	ソーラータイプ防犯カメラ : 33,000 円（税込）
防犯カメラ撤去費	実費
防犯カメラ移設費	実費

※防犯カメラ本体の初期設定、通信機器端末にダウンロードされた防犯カメラの映像を視聴するための専用アプリケーションの初期設定1台分を含みます。加入者宅の設備状況により、別途追加料金が発生する場合があります。

2-2 解約費

解約にかかる工事費及び手続き費：0円

3 貸与機器価格相当分

貸与機器	損害賠償金
ソーラータイプ防犯カメラ※	25,080 円（税込）

上記定めのない機器につき、当社は、加入者に対し、個別に算出した金額を請求するものとします。

※ソーラーパネルのみ紛失した場合も同額となります。